

福岡県公報

令和 4 年 11 月 25 日
第 352 号

目 次

告 示 (第990号 - 第1008号)

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) …………… 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名 (名称) の変更 (保護・援護課) …………… 7
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 7
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 8

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 8

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 10
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 10
- 土地収用法に基づく土地の立入りの許可 (用 地 課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (医療指導課) …………… 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14

教育委員会

- 令和 4 年度福岡県教育文化表彰 (教育庁総務企画課) …………… 15

監 査 委 員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 17
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 20
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 24
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 30

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 [作成] 〒 810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

○監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………33

告 示

福岡県告示第990号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和41年10月21日農林省告示第1299号（5の北九州市門司区及び中間市に係るものに限る。）、昭和58年12月19日農林水産省告示第2612号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に据え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

宗像市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

宗像市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	田 島 熊 線	前	宗像市大井南496番25先から 宗像市三倉1214番75先まで	8.0 ～ 22.0	475.0
			後	宗像市大井南496番25先から 宗像市三倉1214番75先まで	14.0 ～ 24.0	475.0

福岡県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る

。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第995号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 大間
- 2 区域の所在地 大牟田市大字上内字大間
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から16号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と16号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
大牟田市大字上内字大間	1847番	1号
	1848番1	2号

1848番 2	3号
1880・1881番合併	4号から7号まで
1869番	8号及び9号
1858番	10号
1864番	11号
1857番 1	12号及び13号
1855番	14号及び15号
1854番 2	16号

福岡県告示第996号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 山中
- 2 区域の所在地 みやま市瀬高町廣瀬字堤谷、字浦田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
みやま市瀬高町廣瀬字堤谷	705番16地先道路敷	1号から9号まで及び15号
	705番16	10号及び11号
	699番3	14号
みやま市瀬高町廣瀬字浦田	1023番3	12号
	157番1	13号

福岡県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	宮本川線	前	久留米市三潴町壺町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	9.6 ～ 23.5	382.4
			後	久留米市三潴町壺町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	9.6 ～ 23.5	382.4
			後	久留米市三潴町壺町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	7.5 ～ 23.5	383.7

福岡県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	宮本川線	久留米市三潴町壺町原514番先から 久留米市三潴町壺町原642番1先まで

福岡県告示第999号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
糸島地生132	みんなのクリニック	糸島市伊都の杜一丁目6-6	R4・11・1
粕生414	ごとう整形外科	糟屋郡宇美町宇美一丁目8-15	R4・11・1
筑紫生菌93	なかしま歯科クリニック	筑紫野市塔原東五丁目11-5	R4・11・1
柳生菌74	おおぶち歯科クリニック	柳川市大和町豊原589	R4・10・1
中生菌54	蓮花寺ニコ歯科クリニック	中間市中央五丁目5-15	R4・11・1
中生菌53	えみ歯科クリニック	中間市大字垣生857-3	R4・11・1
粕生薬193	大賀薬局 宇美調剤薬局	糟屋郡宇美町宇美四丁目1-3	R4・10・1
糸島地生薬76	モリ薬局 浦志店	糸島市伊都の杜一丁目6-16	R4・11・1
糸島地生薬77	保険調剤薬局ハーフムーン	糸島市伊都の杜一丁目10-1	R4・11・1
飯生薬183	マイルド薬局センター店	飯塚市吉原町2-17	R4・10・1
宮生薬25	スマイル薬局 宮若店	宮若市長井鶴245-8	R4・11・1
豊生薬38	ゼンデン薬局	豊前市大字大村5-1	R4・11・1
春生訪16	クラッチケア訪問看護ステーション 春日小倉	春日市小倉二丁目2-1階C号室	R4・10・1
筑生訪7	訪問看護ステーション はばたき	筑後市大字羽犬塚字山ノ前119番地1	R4・10・1

田川生訪34	訪問看護 Hands	田川郡福智町伊方4233-4	R4・10・1
中生訪9	ガイド訪問看護ステーション	中間市岩瀬西町5-1	R4・10・1

福岡県告示第1000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
像生66	医療法人恵和中央クリニック	宗像市日の里八丁目3-2	R4・9・20

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生62	医療法人山口皮フ・泌尿器科医院	宗像市東郷三丁目1-13	R4・9・30
糸島地生56	医療法人友田外科医院	糸島市浦志二丁目1-37	R4・9・30
宮生27	医療法人相生会宮田病院附属山桜クリニック	宮若市本城723番地	R4・9・30
像生菌33	出光歯科クリニック	宗像市赤間五丁目1-27	R4・9・30
柳生菌53	大淵いつき歯科クリニック	柳川市大和町豊原589	R4・9・30
直生菌93	くりはら歯科クリニック	直方市古町17-29	R4・8・31
中生菌26	前原歯科医院	中間市東中間一丁目3-7-7	R4・8・31

豊生歯34	出水歯科医院	豊前市大字下河内1110	R 4 ・ 10 ・ 15
栢生薬46	大賀薬局 宇美調剤薬局	糟屋郡宇美町宇美四丁目 1 - 3	R 4 ・ 9 ・ 30
762	合資会社センター薬局	飯塚市吉原町 2 - 17	R 4 ・ 9 ・ 30
八女生訪 6	訪問看護ステーション はばたき	八女市吉田1540番地 5	R 4 ・ 9 ・ 30

福岡県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田川生マ71	高橋 さゆり（NPO法人 ゆいまーる）	田川郡福智町伊方4476 - 1	R 4 ・ 10 ・ 9
大生柔104	堤 章（整骨院 堤塾）	大牟田市右京町61 - 9	R 4 ・ 11 ・ 1
柳生柔43	高山 博明（しらとり整骨院）	柳川市三橋町白鳥483 - 2	R 4 ・ 9 ・ 27
柳生柔44	古賀 和己（しらとり整骨院）	柳川市三橋町白鳥483 - 2	R 4 ・ 9 ・ 27
古生柔42	柴田 寿（Life for ce 整骨院）	古賀市千鳥六丁目 5 - 13	R 4 ・ 10 ・ 19
福津生柔58	平田 淳（整骨院 蓮）	福津市津屋崎一丁目 27 - 15	R 4 ・ 10 ・ 22
栢生柔217	横田 武勇（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目 1 - 1	R 4 ・ 11 ・ 1
栢生柔218	植杉 真也（エミライズ新宮整骨院）	糟屋郡新宮町中央駅前二丁目 8 - 8 R J R 新宮中央駅前施設202	R 4 ・ 11 ・ 1

柳生はき10	高山 博明（しらとり整骨院）	柳川市三橋町白鳥483 - 2	R 4 ・ 9 ・ 27
柳生はき11	古賀 和己（しらとり整骨院）	柳川市三橋町白鳥483 - 2	R 4 ・ 9 ・ 27
春生はき12	吉田 聡子（SMILE CARE 鍼灸院）	春日市上白水八丁目 2 - 303号	R 4 ・ 10 ・ 3
春生はき13	坂本 晃一（SMILE CARE 鍼灸院）	春日市上白水八丁目 2 - 303号	R 4 ・ 10 ・ 3

福岡県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生マ17	櫻井 善夫（訪問マッサージ ハートナー）	大野城市三中三丁目15 - 12	R 4 ・ 10 ・ 18
田川生マ69	浦野 良治（あん摩マッサージ指圧 ゆいまーる）	田川郡糸田町4129番地 1 12 - 6号	R 4 ・ 10 ・ 8
田生柔15	白木 啓介（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	H25 ・ 5 ・ 31
田生柔23	小松 勇太（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	H27 ・ 5 ・ 31
田生柔44	高倉 大宗（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	H28 ・ 1 ・ 5
筑紫生柔85	鎌田 佑貴（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目 1 - 1	R 4 ・ 9 ・ 27
田生はき12	澤重 美和（鍼灸院 長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	R 4 ・ 3 ・ 1

福岡県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。））第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
大野生マ47	古賀 美咲（訪問マッサージ ハートナー） 大野城市中三丁目15-12	南 美咲（訪問マッサージ ハートナー） 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 7 ・ 23
飯生柔54	藤田 智之（整骨院 長生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	藤田 智之（鍼灸整骨院 長 生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
飯生柔112	田中 紫音（整骨院 長生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	田中 紫音（鍼灸整骨院 長 生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
田生柔49	山野 州康（長生庵） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	山野 州康（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
田生柔74	清水 研人（長生庵） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	清水 研人（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
田生柔85	今村 真八（長生庵） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	今村 真八（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21

京生柔33	眞路 悠吾（整骨院 長生庵） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	眞路 悠吾（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R 4 ・ 10 ・ 21
京生柔41	佐藤 智雄（整骨院 長生庵） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	佐藤 智雄（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R 4 ・ 10 ・ 21
飯生はき20	山野 州康（鍼灸院 長生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	山野 州康（鍼灸整骨院 長 生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
飯生はき21	久木山 梨奈（鍼灸院 長生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	久木山 梨奈（鍼灸整骨院 長生庵 飯塚院） 飯塚市西町2-87 センター ビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
田生はき10	山野 州康（長生庵） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	山野 州康（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
田生はき15	佐藤 智雄（鍼灸院 長生庵） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	佐藤 智雄（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院） 田川市大字伊田2741-11 K Mビル1階	R 4 ・ 10 ・ 21
京生はき6	山野 州康（鍼灸院 長生庵） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	山野 州康（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R 4 ・ 10 ・ 21
京生はき7	佐藤 智雄（鍼灸院 長生庵） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	佐藤 智雄（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院） 京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R 4 ・ 10 ・ 21

福岡県告示第1004号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

北野大刀洗都市計画道路を変更（北野大刀洗都市計画道路 3・4・32-4号大堰駅前線、3・4・32-5号陣ノ内富多線の変更）

福岡県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像居147	訪問看護ステーション リボン宗像	宗像市三郎丸四丁目18-15 インペリアルコート107号	R 4・10・1	訪看・予訪看

福岡県告示第1006号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日

嘉麻居75	アップルハート嘉麻 ケアセンター	アップルハート飯塚 ケアセンター	飯塚市弁分611-3	R 4・10・1
-------	---------------------	---------------------	------------	----------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居184	訪問看護ステーション セントポーリア	大牟田市樋口町6-12	大牟田市南船津町二丁目4-5	R 2・10・1
嘉麻居75	アップルハート飯塚 ケアセンター	嘉麻市牛隈1932-1 豊明會館3号室	飯塚市弁分611-3	R 4・10・1

福岡県告示第1007号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像介歯33	出光歯科クリニック	宗像市赤間五丁目1-27	R 4・9・30
柳介歯53	大淵いつき歯科クリニック	柳川市大和町豊原589	R 4・9・30

福岡県告示第1008号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字ハスハリ谷14028

2 指定の目的

水源の涵^{かん}養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハスハリ谷14028（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年11月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ラ・ムー 苅田店

(2) 所在地 京都郡苅田町大字南原字浮殿下2085-28

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南704番地5

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南704番地5
未定（テナント）		

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年7月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,454.72平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
敷地東側	105
合計	105

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
ラ・ムー棟東側	53
テナント棟南東側	17
合計	70

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
-----------	------------

ラ・ムー棟北側	78.0
テナント棟北西側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
ラ・ムー棟内北西側	8.81
テナント棟内南西側	2.87
合計	11.68

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	
未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	敷地東側、敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

モニタリングポスト（4 備 26） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 10 月 31 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
日本レイテック株式会社 福岡営業所

(2) 住所
福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 1 号 日立九州ビル

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,469,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 9 月 30 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

金属粉末製造装置（4 備出 58）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

(2) 所在地
福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日
令和 4 年 11 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
愛知産業株式会社九州営業所

(2) 住所
福岡市博多区元町一丁目 7 - 7

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,745,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
令和 4 年 9 月 30 日

公告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土地立入りの許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称
九州電力送配電株式会社

2 事業の種類
特別高压送電線路 500kV 佐賀幹線電線張替工事（2 期）

3 立ち入ろうとする土地の区域
朝倉郡筑前町大字三並字中原、字炭焼、字勝山、字野口及び字柿木原並びに大字曾根田字壺ノ葉地内

4 立ち入ろうとする期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市蒲原字榎町 1069 番 1、1070 番、1071 番、1072 番 1 から 1072 番 3 まで、1073 番 1 及び 1073 番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで保健師助産師看護師法施行細則（昭和 38 年福岡県規則第 41 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課に備え置きます。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由
医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 107 号）の制定による保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 11 月 25 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
小郡市内（小郡市山隈）	令和 4 年 9 月 8 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市志摩野北	令和 4 年 11 月 1 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので

、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宗像市深田	令和 4 年 11 月 1 日から 令和 5 年 3 月 22 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福津市手光	令和 4 年 11 月 1 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市志摩桜井	令和 4 年 11 月 14 日から 令和 5 年 3 月 23 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宇美町大字宇美	令和 4 年 11 月 14 日から 令和 5 年 3 月 20 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
篠栗町大字若杉	令和 4 年 11 月 14 日から 令和 5 年 3 月 23 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
小郡市全域	令和 4 年 9 月 29 日から 令和 5 年 5 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、行橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
行橋市全域	令和 4 年 10 月 25 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区	令和4年11月18日から 令和5年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点 1点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
水巻町古賀三丁目	令和4年10月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区北部	令和4年8月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市南区長住五丁目	令和4年11月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
岡垣町（一部）	令和 4 年 11 月 8 日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第13号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、令和4年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 25 日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所 属 名	氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	久留米市立金丸小学校（卒業生）	川 原 なの
〃	大牟田市立手鎌小学校	久 保 なの
〃	福岡市立鳥飼小学校	中 村 美 月
〃	西日本短期大学附属高等学校	植 松 幹 太
〃	久留米大学附設高等学校	川 上 航 平
〃	福岡県立明善高等学校（卒業生）	熊 谷 優 志
〃	福岡県立八幡高等学校	中 園 愛 美
〃	福岡県立福岡高等学校	中 原 陽 花
〃	福岡市立小田部小学校	東 房 葵
〃	福岡市立警固小学校	緑 晴
〃	豊前市立八屋中学校	岩 本 咲 真
〃	北九州市立永犬丸中学校（卒業生）	川 西 み ち
〃	須恵町立須恵中学校（卒業生）	関 慶 太 郎
〃	豊前市立八屋中学校（卒業生）	谷 中 天 架
〃	北九州市立吉田中学校（卒業生）	福 田 果 音

〃	福岡県立八幡中央高等学校	安 藤 周 粹
〃	祐誠高等学校	池 田 瑞 紀
〃	大牟田高等学校（卒業生）	古 賀 文 也
〃	福岡大学附属大濠高等学校	松 永 烈
〃	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	矢ヶ部 真衣
〃	北九州市立高等学校（卒業生）	柳 井 綾 音

（団体）

表彰年月日	団 体 名
令和 4 年 11 月 23 日	ク ラ ー ク 記 念 国 際 高 等 学 校 演 劇 部
〃	精 華 女 子 高 等 学 校 吹 奏 楽 部
〃	筑 紫 女 学 園 高 等 学 校 文 芸 部
〃	福 岡 県 立 宗 像 高 等 学 校 電 気 物 理 部
〃	沖 学 園 中 学 校 女 子 ゴ ル フ 部
〃	福 岡 県 立 新 宮 高 等 学 校 ダ ン ス 部
〃	福 岡 県 立 青 豊 高 等 学 校 ダ ン ス 部
〃	中 村 学 園 女 子 高 等 学 校 剣 道 部
〃	福 岡 県 立 柏 陵 高 等 学 校 ア ー チェ リ ー 部
〃	東 福 岡 高 等 学 校 陸 上 競 技 部
〃	福 岡 第 一 高 等 学 校 男 子 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部
〃	福 岡 大 学 附 属 大 濠 高 等 学 校 男 子 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部
〃	柳 川 高 等 学 校 テ ニ ス 部

〔一般の部〕

1 社会教育部門

（個人）

表彰年月日	所 属 名	職 名	氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	宇美町教育委員会	前社会教育委員	猪瀬 正典
〃	福岡県社会教育委員の会議	前社会教育委員	大島 まな
〃	福岡県社会教育委員の会議	前社会教育委員	大谷 清美
〃	福岡県社会教育委員の会議	前社会教育委員	菊川 律子

〃	小郡市社会教育委員の会	前社会教育委員	高田 末子
〃	福智町社会教育委員の会	前社会教育委員	徳久 公博
〃	福岡県公民館連合会	前 会 長	木原 忠
〃	福岡県立図書館協議会	前 会 長	薬袋 秀樹
〃		読書ボランティア	高本 ユキノ
(団体)			
表彰年月日		団 体 名	
令和 4 年 11 月 23 日	福岡県立稲築志耕館高等学校	P T A	
〃	北九州市立大谷小学校	P T A	
〃	みやこ町立黒田小学校	P T A	
〃	福岡市立西陵小学校	おとなの会	
〃	福岡市立松島小学校	P T A	
2 学術・文化部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	職 名 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	福岡県文化財保護審議会	委 員	高倉 洋彰
〃	福岡県文化財保護審議会	専 門 委 員	段上 達雄
3 体育・スポーツ部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	学 年 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	福岡県警察		立川 莉奈
〃	大正大学	4 年	田中 政弥
〃	福岡大学 (卒業生)		坪根 菜々子
4 学校保健部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	職 名 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	公益社団法人北九州市医師会	学 校 医	金崎 幹人
〃	一般社団法人浮羽医師会	学 校 医	林田 邦彦
〃	一般社団法人福岡市医師会	学 校 医	山田 篤伸

〃	一般社団法人大牟田歯科医師会	学 校 歯 科 医	衛藤 重信
〃	一般社団法人北九州市歯科医師会	学 校 歯 科 医	尾上 隆光
〃	福岡市学校歯科医会	学 校 歯 科 医	松尾 東洋彦
〃	一般社団法人福岡市薬剤師会	学 校 薬 剤 師	馬場 正佳
〃	一般社団法人小倉薬剤師会	学 校 薬 剤 師	松浦 昭仁
〃	一般社団法人小倉薬剤師会	学 校 薬 剤 師	松田 亨
5 教育行政部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	職 名 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	大刀洗町教育委員会	前 教 育 長	倉鍵 君明
6 学校教育部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	職 名 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	新宮町立新宮東小学校	前 校 長	高口 道利
〃	久山町立久原小学校	前 校 長	重松 宏明
〃	大牟田市立甘木中学校	前 校 長	金子 尚文
〃	北九州教育事務所	前 所 長	古賀 弘明
〃	福岡県立八幡高等学校	校 長	内村 尚俊
〃	福岡県立福岡中央高等学校	校 長	佐伯 裕子
〃	福岡県立東筑高等学校	校 長	杉本 真由美
〃	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	校 長	中野 康子
(団体)			
表彰年月日		団 体 名	
令和 4 年 11 月 23 日	朝倉市立蜷城小学校		
〃	福岡県立香椎高等学校	ファッションデザイン科	
7 その他教育文化部門			
(個人)			
表彰年月日		所 属 名	職 名 氏 名
令和 4 年 11 月 23 日	一般社団法人いのちのライツハンセン病差別をなくす会ふくおか	代 表	林 力

監 査 委 員

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の監査を保健医療介護部健康増進課等12機関について実施したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和3年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年5月11日～令和4年6月23日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名	監査実施日
病院事業	健康増進課 医療指導課	令和4年6月14日～令和4年6月16日
	下水道課	令和4年5月25日～令和4年5月26日 令和4年6月6日～令和4年6月10日
流域下水道事業	建築都市総務課	令和4年6月6日～令和4年6月10日
	流域下水道事務所	令和4年5月31日～令和4年6月1日
	南筑後県土整備事務所	令和4年5月17日
	直方県土整備事務所	令和4年5月11日
	八女県土整備事務所	令和4年5月24日
	北九州県土整備事務所	令和4年6月2日～令和4年6月3日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企 業 局 管理課（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和4年6月21日～令和4年6月23日
	矢部川発電事務所（電気事業）	令和4年5月23日
	荻田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和4年5月18日～令和4年5月19日

(2) 主な調査項目

- ア 経営管理の状況
- 経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況
- イ 財務諸表の内容
- 資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 (病院事業会計)	収 入	1	自動販売機及び空缶入れの設置に係る行政財産使用料について、当該設置により利用できなくなる面積も使用面積に含めて算定すべきところ、これを行っていないかったため、調定金額が不足していた。
計			1 件

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年5月10日～令和4年6月17日

監査対象機関ごとこの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和4年6月14日～令和4年6月16日
朝倉農林事務所	令和4年6月7日～令和4年6月9日
八幡農林事務所	令和4年5月10日～令和4年5月13日
飯塚農林事務所	令和4年5月11日～令和4年5月13日
筑後農林事務所	令和4年5月31日～令和4年6月2日
行橋農林事務所	令和4年5月17日～令和4年5月19日
農林業総合試験場	令和4年5月24日～令和4年5月26日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和4年5月26日～令和4年5月27日
農林業総合試験場豊前分場	令和4年5月19日～令和4年5月20日
農林業総合試験場筑後分場	令和4年6月9日～令和4年6月10日
農林業総合試験場八女分場	令和4年5月31日～令和4年6月1日
農業大学校	令和4年6月16日～令和4年6月17日
中央家畜保健衛生所	令和4年6月14日～令和4年6月15日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和4年5月27日
両筑家畜保健衛生所	令和4年5月27日
筑後家畜保健衛生所	令和4年5月27日
筑後川水系農地開発事務所	令和4年5月24日～令和4年5月25日
水産海洋技術センター	令和4年5月17日～令和4年5月18日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和4年6月2日～令和4年6月3日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和4年5月27日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和4年6月7日～令和4年6月8日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
農業総合試験場	収入	1	試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。
農業総合試験場 八女分場		1	試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工事	1	水路の護岸工事について、建設機械（質量20t以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。
計			1件

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局112機関

(2) 監査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年7月1日～令和4年8月2日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	経営企画課	令和4年7月27日
人財課	事務課	令和4年7月1日～令和4年7月27日
税務課	政務課	
財産課	活報課	
県民課	情報課	
総務課	広報課	
防災課	厚生課	
防災課	危機管理課	
防災課	危機管理課	
防災課	消防指導課	
企画・地域振興部	(10課)	令和4年7月12日～令和4年7月20日
総務課	政策課	
情報課	政策課	
調査課	統計課	
交通課	政策課	
市町村振興局	政策支援課	

監査対象機関名	監査実施日
市町村振興局行政支援課 空港対策局空港政策課 空港対策局空港事業課 国際局国際政策課 国際局地域課	
人づくり・県民生活部 (9課) 社会活動推進課 文化振興推進課 男女共同参画推進課 生活安全課 私学振興・青少年育成局政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課	令和4年7月22日～令和4年7月29日
保健医療介護部 (9課) 保健医療介護総務課 健康増進課 がん感染症疾病対策課 生活衛生指導課 医療指務課 医療保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課	令和4年7月22日～令和4年8月2日
福祉労働部 (9課) 福祉総務課 子育て支援課 児童家庭福祉課 がん・介護・労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 労働局同和对策局調整課	令和4年7月8日～令和4年7月21日
環境部 (6課) 環境政策課 環境保全推進課 循環型社会対策課 廃棄物指導課 監視自然環境課	令和4年7月8日～令和4年7月20日
商工中小企業振興課 中小企業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課	令和4年7月12日～令和4年7月15日

監査対象機関名	監査実施日
文化財保護課	
高校教養課	
義務教育課	
特別支援教育課	
人権・同和教育課	
体育スポーツ健康課	
社会教育課	
人事委員会事務局	令和4年7月20日
監査委員事務局	令和4年7月8日
警察本部	令和4年7月13日～令和4年7月15日
労働委員会事務局	令和4年7月21日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項（指摘事項、注意事項、注意事項）を除き適正に執行されていた。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、特に事業の一体的・継続的な検証が必要な感染者の発見、隔離、治療等に係る事務事業及び補助金・協力金等に係る事業については、内容が多岐にわたり、対象件数も膨大であることから、今後の行政監査において引き続き精査していくこととする。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて331,730円減少しているものの、依然として多額である。 住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,486,748円増加している。
建築都市部	収 入	2	領収証紙により徴収した開発行為許可申請手数料及び開発登録簿写し交付手数料について、当該納付書の紙面と彩紋にかけて消印すべきところ、これが漏れていた。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて53,306,227円減少しているものの、依然として多額である。
計			4件

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年5月11日～令和4年6月17日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和4年5月17日～令和4年5月20日
久留米県土整備事務所	令和4年6月14日～令和4年6月17日
南筑後県土整備事務所	令和4年5月17日～令和4年5月20日
直方県土整備事務所	令和4年5月11日～令和4年5月13日
京築県土整備事務所	令和4年6月7日～令和4年6月9日
朝倉県土整備事務所	令和4年6月14日～令和4年6月17日
八女県土整備事務所	令和4年5月24日～令和4年5月26日
北九州県土整備事務所	令和4年5月31日～令和4年6月3日
田川県土整備事務所	令和4年5月24日～令和4年5月26日
飯塚県土整備事務所	令和4年6月7日～令和4年6月10日
那珂県土整備事務所	令和4年5月31日～令和4年6月2日
荇田港務所	令和4年5月11日～令和4年5月12日
流域下水道事務所	令和4年6月3日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を粕屋保健福祉事務所等51機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関51機関

(2) 監査対象期間：令和3年11月1日～令和4年8月5日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年5月10日～令和4年8月5日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
保健医療介護部	粕屋保健福祉事務所	令和3年11月1日から 令和4年5月27日まで	令和4年5月27日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和3年12月1日から 令和4年6月30日まで	令和4年6月30日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和4年1月1日から 令和4年7月22日まで	令和4年7月22日
	田川保健福祉事務所	令和3年12月1日から 令和4年6月1日まで	令和4年6月1日
	保健環境研究所	令和3年12月1日から 令和4年6月15日まで	令和4年6月15日
	精神保健福祉センター	令和3年11月1日から 令和4年5月25日まで	令和4年5月25日
	田川児童相談所	令和3年12月1日から 令和4年6月23日まで	令和4年6月23日
	宗像児童相談所	令和4年1月1日から 令和4年7月8日まで	令和4年7月8日
	京築児童相談所	令和4年1月1日から 令和4年7月1日まで	令和4年7月1日
	福祉労働部		

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
福祉労働部	こども療育センター新光園	令和3年12月1日から 令和4年6月10日まで	令和4年6月10日
	筑後労働者支援事務所	令和3年11月1日から 令和4年5月10日まで	令和4年5月10日
	筑豊労働者支援事務所	令和4年1月1日から 令和4年7月12日まで	令和4年7月12日
	福岡高等技術専門学校	令和3年11月1日から 令和4年5月11日まで	令和4年5月11日
	久留米高等技術専門学校	令和3年12月1日から 令和4年6月8日まで	令和4年6月8日
	筑豊教育事務所	令和3年11月1日から 令和4年5月31日まで	令和4年5月31日
	九州歴史資料館	令和3年12月1日から 令和4年6月21日まで	令和4年6月21日
	青豊高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月3日まで	令和4年6月3日
	行橋高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月27日まで	令和4年7月27日
	門司学園高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月17日まで	令和4年6月17日
	小倉西高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月14日まで	令和4年7月14日
	小倉東高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月16日まで	令和4年6月16日
	若松高等学校	令和4年2月1日から 令和4年8月3日まで	令和4年8月3日
	八幡南高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月21日まで	令和4年7月21日
教育委員会	北筑高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月6日まで	令和4年7月6日
	水産高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月19日まで	令和4年5月19日
	須恵高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月28日まで	令和4年7月28日
	香椎高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月20日まで	令和4年5月20日
	柏陵高等学校	令和4年2月1日から 令和4年8月2日まで	令和4年8月2日
	福岡中央高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月26日まで	令和4年5月26日
	修猷館高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月7日まで	令和4年6月7日
	福岡工業高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月17日まで	令和4年5月17日
	玄洋高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月24日まで	令和4年6月24日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
糸島高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月9日まで	令和4年6月9日
三井高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月13日まで	令和4年7月13日
三潞高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月14日まで	令和4年6月14日
大川樟風高等学校	令和4年2月1日から 令和4年8月5日まで	令和4年8月5日
山門高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月24日まで	令和4年5月24日
ありあけ新世高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月26日まで	令和4年7月26日
福島高等学校	令和3年12月1日から 令和4年6月28日まで	令和4年6月28日
浮羽探究真館高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月20日まで	令和4年7月20日
朝倉高等学校	令和3年11月1日から 令和4年5月13日まで	令和4年5月13日
鞍手竜徳高等学校	令和4年1月1日から 令和4年7月7日まで	令和4年7月7日
築城特別支援学校	令和3年12月1日から 令和4年6月22日まで	令和4年6月22日
北九州視覚特別支援学校	令和3年12月1日から 令和4年6月29日まで	令和4年6月29日
太宰府特別支援学校	令和4年1月1日から 令和4年7月29日まで	令和4年7月29日
福岡高等視覚特別支援学校	令和3年11月1日から 令和4年5月18日まで	令和4年5月18日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和3年12月1日から 令和4年6月2日まで	令和4年6月2日
久留米聴覚特別支援学校	令和4年2月1日から 令和4年8月4日まで	令和4年8月4日
筑後特別支援学校	令和4年1月1日から 令和4年7月15日まで	令和4年7月15日
門司学園中学校	令和3年12月1日から 令和4年6月17日まで	令和4年6月17日
輝翔館中等教育学校	令和3年11月1日から 令和4年5月12日まで	令和4年5月12日

教育委員会

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料

- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
教育委員会	支出	1	県外宿泊出張旅費について、宿泊料、朝食代、夕食代及び宿泊雑費の算定を誤ったため、支給過大となっていた。
	財産	1	劇物薬品について、毒物劇物管理簿と現物の残量が一致せず、適正な管理がなされていないかった。
計			2件